

# 令和2年度 特定教育・保育施設等の 指導監査研修会

(新たに確認を受けた施設・事業所等を対象とした集団指導)

中部広域市町村圏事務組合 

(はじめに)

中部広域市町村圏事務組合(以下、「当組合」という。)では、平成29年度より沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村及び中城村の9市町村における特定教育・保育施設等の指導監査及び集団指導を実施しております。

集団指導(※)は、特定教育・保育等の質の確保、運営に関する各種基準の遵守及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることなどを目的として、研修会(集団指導)を毎年5月下旬頃に開催しております。

しかしながら今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、研修会の開催を見送り、資料配布をもって指導監査制度の周知及び実施状況等の報告とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※集団指導とは、新たに確認を受けた特定教育・保育施設等(新規に開設、開所する施設・事業所。概ね1年以内の施設を対象)に指導監査制度や実施状況等の周知や確認後の制度改正、施設型給付費等の請求の実態等について必要と考えられる内容等が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる施設等を選定して集団指導を行うものをいう。

# 目次

中部広域市町村圏事務組合とは  
教育保育指導監査(係)の体制  
指導監査の種別(実施主体)

## 研修

1. 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査(確認監査)について
2. 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査(施設監査)について
3. 令和元年度 指導監査状況について
4. 制度説明について
5. 監査の流れ

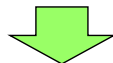
## 中部広域市町村圏事務組合とは



中部広域市町村圏事務組合は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村で構成する一部事務組合(特別地方公共団体)。



一部事務組合は、構成する市町村が行う事務の一部(今回は、特定教育・保育施設等の指導監査)を共同して処理。



共同して処理するメリットとしては、専門性の確保や体制の強化などがあげられます。  
(例)社会福祉法人の指導監査、クルーズ船の受入など

### 【中部広域市町村圏事務組合とは】

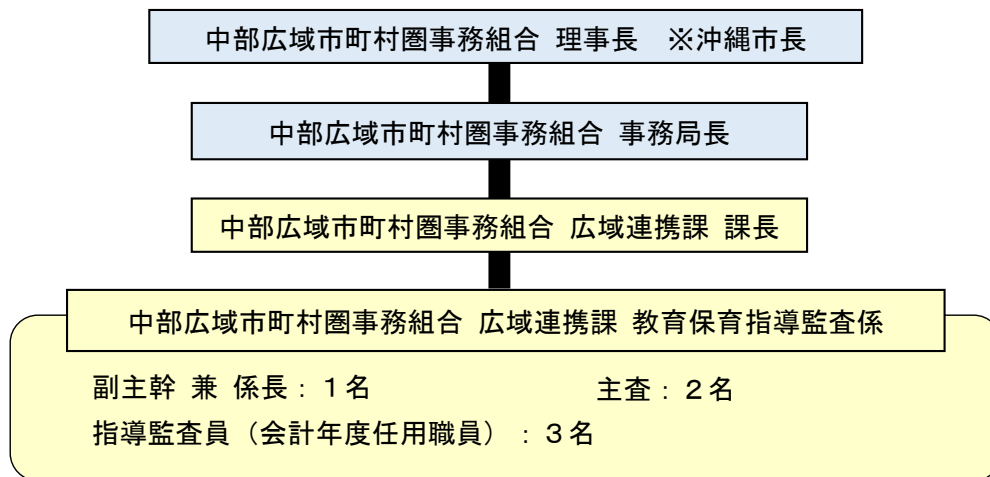
中部広域市町村圏事務組合(以下、「当組合」という。)は、地方自治法(284~291条)に基づく、地方公共団体の組合であり、関係9市町村を構成団体とする一部事務組合、特別地方公共団体となっております。

特定教育・保育施設等の指導監査につきまして、本来各市町村が実施するところですが、関係9市町村が協議をして規約を作成し、当該市町村議会の議決を得て、当組合に監査業務が移管され、平成29年度より監査を実施しております。

共同で処理する理由としては、専門性の確保や体制の強化などがあげられます。具体的には、9市町村の保育施設をまとめて指導監査をすることにより、指導監査に専従して業務する職員を配置することができ、また、複数の担当者を置いて業務に対応できることがあげられます。

参考ですが、中部広域市町村圏事務組合では、教育保育の指導監査以外にも、沖縄市、うるま市、宜野湾市における社会福祉法人監査や中城湾に入港するクルーズ船の受け入れなども共同処理しております。

## 中部広域市町村圏事務組合 教育保育指導監査(係)の体制



※指導監査は2人以上の職員をもって編成し、うち家庭的保育事業等における施設監査については、係長級(主査)以上の職員を1人充てます。

4

### 【教育・保育施設等を監査する職員体制について】

当組合での監査体制としては、理事長のもと事務局長、課長、各職員が配置され、指導監査には2人以上の職員をもって編成し、家庭的保育事業等における施設監査については、係長級(主査)以上の職員を1人充て監査を行います。

※監査には、課長以下の職員をもって編成し、施設・事業所に対して監査当日に使用する資料(指導監査調書等)の作成依頼や施設等への訪問を行いますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

# 指導監査の種別(実施主体)

子ども・子育て支援法に基づく <b>確認監査</b> (概ね3年に1回)※		児童福祉法に基づく <b>施設監査</b> (1年に1回)	
【主な監査事項】		【主な監査事項】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営管理に関する事項</li> <li>・福祉サービスの質の向上に関する事項</li> <li>・会計処理、給付費等に関する事項</li> </ul> など		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備等に関する事項</li> <li>・職員の処遇、給与等に関する事項</li> <li>・健康、安全、給食に関する事項</li> </ul> など	
対象施設	実施主体	対象施設	実施主体
家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型事業	中部広域市町村圏 事務組合 (教育保育指導監査係)	家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型事業	中部広域市町村圏 事務組合 (教育保育指導監査係)
保育所		沖縄県	
認定こども園			
幼稚園(私学助成除く)			

※確認監査の対象年度には、施設監査と確認監査を同時に実施します。

5

## 【指導監査の制度及び指導監査の現況等について】

当組合では、関係市町村が行う指導監査を市町村に代わり、根拠法の異なる2つの監査を実施しています。

⇒ 子ども・子育て支援法に基づく、運営や給付費に関する確認監査  
 ※概ね3年に1回実施

⇒ 児童福祉法に基づく、家庭的保育事業等の認可に関する施設監査  
 ※1年に1回実施

※保育所、認定こども園、幼稚園など、特定教育・保育施設の認可に関する施設監査については県が実施。

# 1. 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査(確認監査)について

## ○監査の目的

- ・ 特定教育・保育等の質の確保
- ・ 施設型給付費等の支給の適正化

## ○根拠法令(子ども・子育て支援法)

- ・ 第14条、第38条、第50条

## ○指導の実施方法等

- ・ 集団指導 (新たに確認を受けた施設等が対象)
- ・ 実地指導 (3年に1回程度)

## ○実地指導の主な指導内容

- ・ 市町村が条例で定める運営に関する基準の遵守
- ・ 特定教育・保育等に要する費用算定基準等の遵守

※特定・教育保育施設の実地指導については、施設監査を実施する県と同時に実施します。

※特定地域型保育事業者の実地指導については、施設監査(中部広域市町村圏事務組合が実施)と同時に実施します。

6

## 【確認監査について】

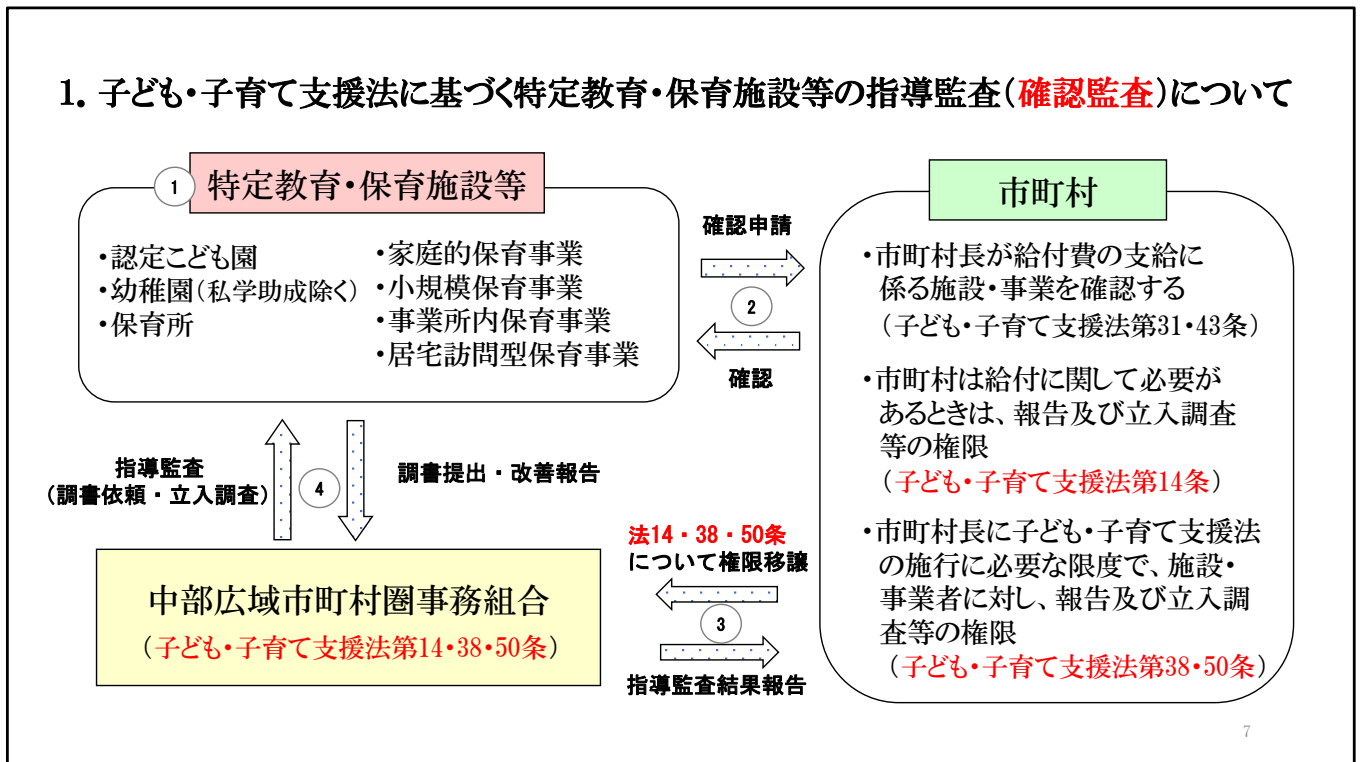
給付費等に関する監査である確認監査は、子ども・子育て支援法に基づく監査となっております。

確認監査では、特定教育・保育等の質の確保及び市町村が条例で定める、運営に関する基準の遵守や支給要件を満たしたうえで、給付費(委託費)の支給を受けているかを確認しております。

指導方法としては、集団指導と実地指導(実際の施設や事業所に赴いて行う現地指導)があります。集団指導は新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については概ね1年以内実施するほか、制度の改正説明等の説明の必要が生じた場合は、全施設・事業所を対象に実施いたします。

実際の施設等に訪問して行う実地指導については、概ね3年に1回程度、各施設・事業所へ訪問して実施することとしております。

# 1. 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査(確認監査)について



## 【確認監査に関する各組織の関係図】

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を特定教育・保育施設といい、右側の家庭保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を特定地域型保育事業といい、これらをまとめて特定教育・保育施設等といいます。当組合で指導監査を行っている9市町村では、家庭的保育事業と居宅訪問型事業の運営は行われておりません。
- ②特定教育・保育施設等は、子ども・子育て支援法に基づく給付（保育所は委託費）を受けるため、給付の対象施設として確認申請を行い、市町村はその確認を行います。市町村は、確認の権限を持つと同時に、確認以降、条例で定める運営に関する基準を守っているか、給付費を適正に受給しているかなどについての調査権限を持っており、定期的に調査する必要があります。この調査のことを指導監査（確認監査）といいます。
- ③市町村は専門性や監査体制の確保をメリットとして、この調査（確認監査）に関する権限（子ども・子育て支援法第14・38・50条）を当組合へ移譲しています。なお、権限の移譲については、関係市町村議会による議決を経て移譲されております。
- ④市町村が持つ報告及び立入調査等の権限が、当組合に移譲されたことによって、当組合は皆様に対し、監査調書の作成依頼や実地指導（立入調査）などを行っております。

## 2. 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の 指導監査(施設監査)について

### ○監査の目的

- ・ 最低基準等の実施状況が適正に実施されているかを個別的に詳らかにし、必要な助言等を講じ、児童福祉施設の適正かつ円滑な実施の確保

### ○根拠法令(児童福祉法)

- ・ 第34条の17

### ○指導の実施方法等

- ・ 実地検査(1年に1回以上)

### ○実地指導の主な指導内容

- ・ 市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の遵守
- ・ 保育所保育指針に準じた保育の実施

※確認監査の対象年度には、施設監査と確認監査を同時に実施(中部広域市町村圏事務組合が実施)します。

8

### 【施設監査について】

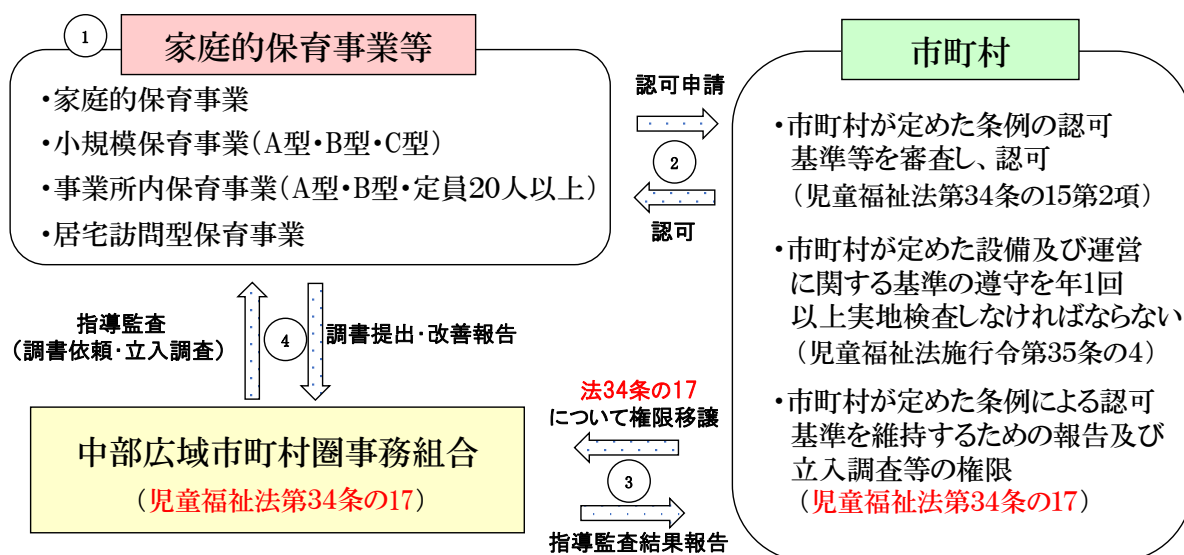
家庭的保育事業等の認可に関する監査である施設監査は、児童福祉法に基づく監査となっています。

施設監査では、市町村が条例で定める設備及び運営に関する基準(最低基準)の遵守や保育所保育指針に準じた保育を実施しているかを確認しており、児童福祉の円滑な実施の確保を目的としております。指導方法は、実際の事業所に訪問して行う実地検査となり、1年に1回以上行うこととなっております。

なお、保育所や認定こども園、幼稚園の施設監査は、沖縄県が担当しております。



## 2. 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の 指導監査(施設監査)について



9

### 【施設監査の各組織の関係図】

- ①上記資料左側の家庭保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業（A型・B型・定員20人以上）、居宅訪問型保育事業を児童福祉法に基づく指導監査（施設監査）では「家庭的保育事業等」といいます。
- ②家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、市町村に対して認可申請を行い、当該申請を受けた市町村は、市町村が定めた条例の認可基準等をもって審査し、その認可を行います。市町村は、認可をする権限を持つと同時に、認可以降、条例で定める設備及び運営に関する基準や保育指針に準じた保育の提供を遵守しているかの調査の権限を持っており、1年に1回以上、実地検査する必要があります。この実地検査を指導監査（施設監査）といいます。
- ③市町村は専門性や監査体制の確保をメリットとして、この調査（施設監査）に関する権限、上記図右側3項目の市町村が定めた条例による認可基準を維持するための報告及び立入調査等の権限を当組合へ移譲しています。
- ④市町村が持つ報告及び立入調査等の権限が、当組合に移譲されたことで、皆様に対し、監査調書の作成依頼や実地検査（立入調査）などを行っています。

### 3. 令和元年度 指導監査状況について

#### ① 関係市町村の教育・保育施設(事業所)数

平成31年4月1日現在

	認定こども園 (私立)	保育所 (私立)	幼稚園 (私立)	小規模 保育事業	事業所内 保育事業	計
沖縄市	2 件	5 4 件	0 件	1 8 件	2 件	7 6 件
うるま市	2 件	4 7 件	0 件	1 6 件	0 件	6 5 件
宜野湾市	8 件	2 8 件	1 件	1 4 件	2 件	5 3 件
北谷町	1 件	5 件	0 件	3 件	2 件	1 1 件
嘉手納町	1 件	2 件	0 件	3 件	1 件	7 件
西原町	1 件	1 1 件	0 件	2 件	1 件	1 5 件
読谷村	0 件	1 0 件	1 件	1 件	0 件	1 2 件
北中城村	1 件	4 件	0 件	1 件	1 件	7 件
中城村	4 件	5 件	0 件	2 件	1 件	1 2 件
計	2 0 件	1 6 6 件	2 件	6 0 件	1 0 件	2 5 8 件

※私学助成除く

※家庭的保育事業と居宅訪問型保育事業について、関係市町村で該当事業なし。

10

#### 【令和元年度の指導監査件数】

令和元年度に当組合が実施した指導監査の状況をみると、昨年度4月1日現在で、9市町村における教育・保育施設等の数は、全部で258件（年度途中に開設する事業所等も見込んだ件数）となっており、このうち125件の施設・事業所（小規模保育事業や事業所内保育事業の事業所に70件、認定こども園や保育所等の施設を55件）を訪問し、指導監査を行いました。

ちなみに、この監査の対象となる事業所の件数については、平成29年度には188件、平成30年度が236件、昨年度258件、そして今年度4月1日は275件となっており、平成29年から3年間で87件増えています。

### 3. 令和元年度 指導監査状況について

#### ② 確認監査(確認制度に基づく指導監査)

##### ア. 実地指導件数

	事業種名	指導件数
特定教育・保育施設	認定こども園	5 件
	幼稚園(私学助成除く)	1 件
	保育所	49 件
特定地域型保育事業	小規模保育事業	14 件
	事業所内保育事業	3 件
	家庭的保育事業	該当事業所なし
	居宅訪問型保育事業	該当事業所なし
—		計 72 件

##### イ. 指導状況

	件数
文書指導のみ	2 件
文書指導と口頭指導	10 件
口頭指導のみ	46 件
指導なし	9 件
—	計 67 件

※指導状況の件数が実地指導件数より少ないのは、保育園の本園と分園一括して結果通知を行ったため。

※文書指導は、文書による改善報告を求めるもの。  
※口頭指導は、指導するが文書による報告を求めないもの。

11

#### 【確認制度に基づく指導監査(確認監査)】

～令和元年度の実地指導件数(訪問件数)及びその指導状況について～

昨年度は、特定教育・保育施設55件、特定地域型保育事業17件、計72件の実地指導を実施し、先述(前ページ参照)の小規模保育事業及び事業所内保育事業への訪問件数70件うち17件が確認監査と施設監査を同日に受けています。

指導監査を受け、その結果、改善を行っていただく指導の区分としては、期限を設けて文書による改善報告を求める文書指導と、改善指導を行うが文書による報告を求めない口頭指導というかたちで、書面にて結果通知をお示しします。口頭指導は書面による回答を求めませんが、改善が必要なことに変わりはありませんので、指導があった際は遅滞なく改善を行ってください。

#### 【令和元年度の結果通知の状況】

イの指導状況をご確認ください。

※本園と分園は場所や調書から訪問件数を分けて数えていますが、基本的な運営は同じため、指導結果の通知(指導)は一括して行っています。

### 3. 令和元年度 指導監査状況について

#### ② 確認監査(確認制度に基づく指導監査)

##### ウ. 指導項目

項目	件数	項目	件数
重要事項説明書の交付及び同意について	50件	確認制度について	9件
処遇改善等加算Ⅱについて	36件	保育の質に関する評価について	7件
運営規程について	20件	職員の確保について	6件
苦情解決について	11件	重要事項の掲示について	6件
職員研修について	10件	その他	20件
※5件以上あったものを項目として表示。(5件未満はその他で集計)			計 175件

#### 【指導が多かった項目（確認監査）】

令和元年度の確認監査では、175件の指導を行い改善を求めました。

前年度の指導監査で指導が多かった項目について、同じ指導を受けた施設や事業所が5件以上あったものを項目として表示し、5件未満については、その他で集計しています。

重要事項説明書の交付や同意に関する事項が50件と最も多く、次いで処遇改善等加算Ⅱ（処遇改善加算Ⅱに係る規定等の未整備や未払い等）、運営規程等についての不備などがあげられます。詳細については、次ページをご確認ください。

### 3. 令和元年度 指導監査状況について

#### ② 確認監査(確認制度に基づく指導監査)

##### エ. 指導事項となった主な事例

文書指導内容	重要事項説明書に記載すべき事項の多くが未記載となっている。
	処遇改善等加算Ⅱの賃金改善不足額について、着実に賃金改善を行うこと。
	運営規程に定めるべき11項目がほとんど定められていない。
	定員増を行った際に、市町村へ確認の変更申請がされていない。
口頭指導内容	保育士（保育従事者）の配置が不足している。
	重要事項説明書に必要な記載が足りていない。（一部不備）
	給与規程に処遇改善等加算Ⅱに関する役職や手当が規定されていない。
	運営規程に定めるべき項目が足りていない。（一部不備）
	苦情解決体制が周知されていない（ポスターが掲示されていない。）
	児童虐待防止の研修が未実施、又は研修の開催や受講の機会が少ない。

13

#### 【指導事項となった主な事例】

前年度に指導が多かった項目の一例です。貴施設・事業所において、こちらの指導内容に該当していないかをご確認の上、もし該当しているのであれば、教育・保育の質の確保・向上のため、速やかに改善をお願いいたします。

### 3. 令和元年度 指導監査状況について

#### ③ 施設監査(認可制度に基づく指導監査)

##### ア. 実施指導件数

	事業種名	指導件数
家庭的保育事業等	小規模保育事業	60 件
	事業所内保育事業	10 件
	家庭的保育事業	該当事業所なし
	居宅訪問型保育事業	該当事業所なし
—		計 70 件

##### イ. 指導状況

	件数
文書指導のみ	0 件
文書指導と口頭指導	7 件
口頭指導のみ	55 件
指導なし	8 件
—	計 70 件

※文書指導は、文書による改善報告を求めるもの。  
※口頭指導は、指導するが文書による報告を求めないもの。

#### 【認可制度に基づく指導監査（施設監査）について】

前年度の施設監査について、こちらは市町村が認可する小規模保育事業所や事業所内保育事業所に対する指導監査で、令和元年度の施設監査の実施件数は、小規模保育事業所60件、事業所内保育事業所10件、計70件の実地検査を行っております。

結果通知の状況、指導状況の件数（何かしらの改善を行っていただいたもの）は、資料右側、イ. 指導状況をご覧ください。

なお施設監査においても確認監査と同様、当組合から文書指導、口頭指導等の指導があります。指導監査を受け、その結果、何かしらの改善を行っていただく指導の区分としては、期限を設けて文書による改善報告を求める文書指導と、改善指導を行うが文書による報告を求めない口頭指導というかたちで、書面にて結果通知をお示しします。口頭指導は書面による回答を求めませんが、改善が必要なことに変わりはありませんので、指導があった際は遅滞なく改善を行ってください。

#### ●表の名称について（補足）

児童福祉法に基づく施設監査の際は、小規模保育事業や事業所内保育事業を「家庭的保育事業等」といい、当組合から家庭的保育事業等の…との文書が届いた場合には、施設監査に関する通知となります。

### 3. 令和元年度 指導監査状況について

#### ③ 施設監査(認可制度に基づく指導監査)

##### ウ. 指導項目

項目	件数	項目	件数
労務管理(職員給与以外)について	63件	保育の質に関する評価について	12件
保育計画について	45件	安全対策について	11件
食事について	31件	運営規程について	11件
処遇改善等加算Ⅱについて	29件	苦情解決について	10件
職員給与(処遇改善等加算Ⅱ以外)について	22件	その他	24件
※10件以上あったものを項目として表示。(10件未満はその他で集計)			計 258件

15

#### 【指導が多かった項目（施設監査）】

令和元年度の施設監査では、全部で258件指導を行い改善を求めました。

この表では、10件以上あったものを項目として表示し、10件未満については、その他で集計しています。

職員給与以外の労務管理についての指導が63件と最も多く、次いで保育計画が45件、食事や処遇改善等加算Ⅱや職員給与についてなどがあげられます。詳細については、次ページをご確認ください。

### 3. 令和元年度 指導監査状況について

#### ③ 施設監査(認可制度に基づく指導監査)

##### エ. 指導事項となった事例

文書指導内容	平成29・30年度に口頭指導を受けた苦情解決に関する事項が未改善となっている。
	保育士（保育従事者）の配置が不足している。
口頭指導内容	職員採用時の健康診断（調理員は検便も含め）が徹底されていない。
	短時間労働者の雇用契約書に昇給・退職手当の有無などが明示されていない。
	各種計画（保育計画、研修計画、食育計画など）が作成されていない。
	原材料や調理済食品の保存していないもの（50グラム未満）がある。
	給与規程に処遇改善等加算Ⅱに関する役職や手当が規定されていない。
	給与規程と異なる金額、又は給与規程に定められていない手当の支給がある。
	保育従事者（保育士等）及び事業所の評価が実施されていない。
	避難訓練、又は消火訓練未実施の月がある。
利用乳幼児の内科・歯科・尿検査が年2回実施されていない。	

#### 【指導事項となった主な事例】

前年度に指導が多かった項目の一例です。貴事業所において、こちらの指導内容に該当していないかをご確認の上、もし該当しているのであれば、児童福祉施設の適正かつ円滑な実施の確保のため、速やかに改善をお願いいたします。



## 4. 制度説明について

### ① 確認変更申請及び変更届

教育・保育施設、地域型保育事業所が給付費(委託費)を受けるには、市町村の確認(認定区分ごとの利用定員の設定、市町村が定める運営基準を満たす)を受ける必要がある。



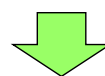
#### ●市町村への確認申請書に必要な記載事項

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| ① 施設(事業所)の名称、種類、設置の場所   | ⑤ 施設(事業所)の管理者の氏名など     |
| ② 設置者の名称及び事務所の所在地など     | ⑥ 運営規程                 |
| ③ 建物(事業所)の図面及び設備の概要     | ⑦ (事業所については)連携施設の名称 など |
| ④ 子どもの区分ごとの利用する人数(利用定員) |                        |



確認を受けた内容のうち、**利用定員を増加**する場合

**増員前**に確認変更申請が必要



確認を受けた内容のうち、**利用定員の減少**または**それ以外の内容**を変更する場合

利用定員の**減少** → **減少の3か月前まで**に変更の届出が必要  
それ以外の**変更** → **変更後10日以内**に変更の届出が必要

\*それ以外の変更とは、運営規程、理事長又は園長、平面図等の変更をいう

※確認の変更申請・変更届は、**認可事項の変更申請**とは**別の書類**となります。

17

### 【確認の変更申請及び変更届について】

子ども・子育て支援制度では、認可を受けるだけでは、給付費(委託費)は支給されません。施設・事業所は、市町村へ給付費の対象である確認を受けることで給付費(委託費)が支給されることとなります。

確認の申請には、上記資料で示している事項を含め、法令(子ども・子育て支援法施行規則)では、特定教育・保育施設は(第29条で規定)17項目、地域型保育事業所は(第39条で規定)18項目を記載した申請書又は書類を当該確認の申請に係る施設等の設置の場所を管轄する市町村に提出して、確認を受ける必要があります。市町村から確認を受けた事項を変更する場合には、確認の変更申請(利用定員の増加)又は変更届(利用定員の減少、外)を行う必要があります。

変更申請や変更届を行うにあたり、特に気を付けていただきたいのが利用定員です。利用定員とは、市町村の確認を受ける際、市町村と調整し、認可定員の範囲内で定める定員のことです。公定価格の算定の根拠になるため、施設・事業所は利用する子どもの認定区分ごとの利用定員を定める必要があります。定員の増加又は減少で手続きが変わります。上記資料でお示しているとおり、利用定員の増加は増員前にあらかじめ変更申請を行い、利用定員の減少の場合は定員減少の3か月前までに確認の変更届出をする必要があります。ほかにも確認の変更届の事例として、理事長や園長、平面図等に変更があった場合、10日以内にその旨を市町村長に届出なければなりません。変更届の詳細につきましては、別添資料(関係法令、③確認に関する関係法令、子ども・子育て支援法施行規則第33条、第41条)をご確認ください。

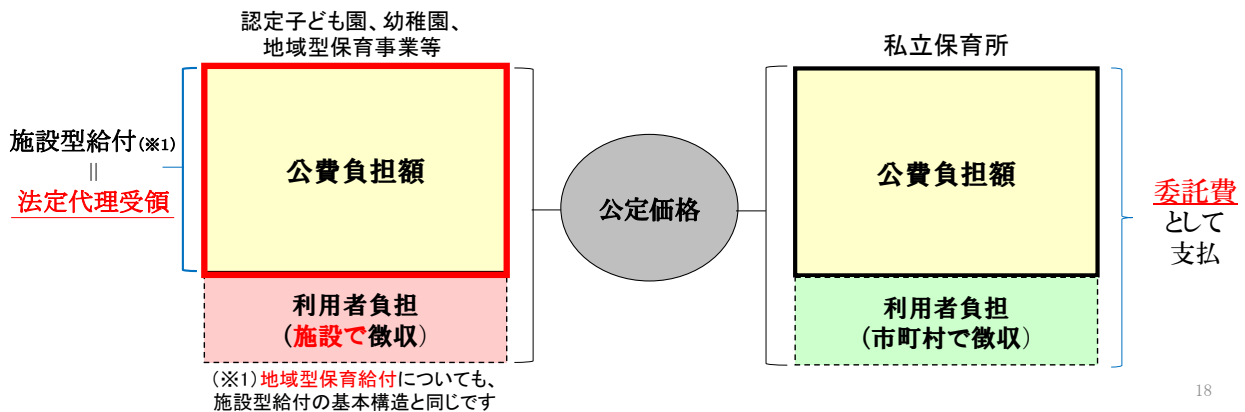
確認の変更申請及び変更の届出は、県へ提出する認可事項の変更申請とは異なります。いくつかの園で市町村への手続き漏れが見られましたので、制度の理解と手続きに漏れがないようご留意願います。

## 4. 制度説明について

### ② 代理受領通知(保育所を除く)

#### 代理受領

- ・施設型給付(保育所への委託費を除く)、地域型保育給付は、保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなっている。



18

#### 【代理受領通知について】

平成27年度より、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業者（委託費である私立保育所を除く。）に対し、市町村から支給される給付費については、法定代理受領する仕組みとなっています。

認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所や事業所内保育事業所などの地域型保育事業（上記資料左側）は、公定価格のうち利用者からの負担金を事業者が保護者から受け取り、公定価格と保育料（利用者負担）の差額を、法定代理受領として受け取る仕組みになっていますが、私立保育所の場合（上記資料右側）は、市町村が保護者から利用料を受け取り、委託費として公定価格（保育に要する費用）の全額を保育所に支払う仕組みとなっています。

## 4. 制度説明について

### ② 代理受領通知(保育所を除く)

#### 代理受領の通知

- ・市町村が条例で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、**法定代理受領の額を保護者に通知するよう定めている。**

#### 通知方法

- ・毎月通知せず、1年分をまとめて通知することも可(公定価格の額が確定後に次年度通知することも可)。
- ・園だより等を活用して、一括通知も可能。  
具体的な施設型給付費等の額を明示するほか、法定代理受領について利用者に周知をかけたうえで、具体的な額については園に問合せしていただく方法などがある。

19

### 【代理受領通知(保育所を除く)について】

各市町村が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(※1)では、代理受領を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、その利用する保護者に対し給付費の額について通知するよう定めています。

※詳細については、資料35ページをご確認ください。

保護者への通知方法は、毎月の通知ではなく、年度分をまとめて通知することもできますし、施設・事業所の園だよりなどを活用して周知を行い、詳細については、個別にお問い合わせいただく方法をとっていただいてもかまいません。

1月から3月に公定価格の概算で利用する保護者に対して代理受領の通知を行うこともできますが、この公定価格の額の通知は、各市町村から翌年度の4月から6月頃に届くことになっています。市町村からの通知を利用して通知する場合は、卒園(又は年度の途中で退園)した児童の保護者に関しては、送付にて通知を行うなど、対応をお願いいたします。

今年度開園された施設・事業所の皆様におかれましては、令和2年度分について、次年度に各市町村から額の通知が届きましたら、保護者の方に給付額の通知を行うよう宜しくお願いいたします。

(※1) 条例は、各市町村によって名称が若干異なります。

## 4. 制度説明について

### ③ 連携施設について

#### ・小規模保育事業・事業所内保育事業などにおける連携施設の確保

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、**保育所、幼稚園又は認定こども園(連携施設)を確保する必要がある。**



#### ・具体的な連携内容について

- ア. 保育内容の支援(給食に関する支援、合同保育など)
- イ. 代替保育の提供
- ウ. 卒園後の受け皿の設定



#### ・連携の書面締結について

連携施設を確保するには、**書面(協定書など)**によりその連携内容を定めておくこと。

20

### 【連携施設の確保について】 ※ 小規模保育事業所や事業所内保育事業所等

家庭的保育事業等については、0～2歳児までを対象に小規模保育の提供を行っていることから、保育の質の向上や3歳以降の教育又は保育が継続的に提供されるよう、特定教育・保育施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）との（3つの）連携の確保が必要となります。

#### ●3つの連携とその具体例

##### ①保育の内容支援

連携施設からの給食搬入、健康診断の合同実施、園庭の開放や合同保育、夕涼み会などイベントへの参加や共同参加など。

##### ②代替保育の提供

家庭的保育事業等の職員の疾病等（例：インフルエンザ等）により、保育の提供ができない場合に、連携施設で保育することや保育士の派遣を受けることなど。

##### ③卒園後の受け皿

家庭的保育事業等では、原則2歳までの保育が提供されますので、3歳以降の教育又は保育を継続して提供してもらうこと。

※ 連携施設の確保については、複数の特定教育・保育施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）と連携を交わすことも可能です（例えばA保育園は①②、B保育園とは③のみなど）。2歳児の人数や連携施設の意向等を確認しながら、3つの連携を確保してください。なお、連携の確保にあたっては、書面（協定書など）により連携内容を定めて下さい。

## 4. 制度説明について

### ④ 職員配置基準について(確認監査)

職員の配置人数については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(以下、「通知」)に基づき、確認をしています。

例：小規模保育事業A型に必要な保育士数(0歳児6人、1・2歳児13人の定員19人の場合)

① 保育士数	0歳児	6人 ÷ 3 =	保育士	2人	} 認可条例による職員配置基準
	1・2歳児	13人 ÷ 6 ≒	保育士	2.1人	
	上記に加えて保育士			1人	
			計 保育士	5人	

※通知では、地域型保育給付費の基本部分には、上記の保育士5人に加え、

- ② 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合 非常勤保育士1人  
i と ii を合計し、これとは別に非常勤保育士1人

結果、5人(i) + 1人(ii) + 1人 = 計7人の保育士配置が必要となります。

21

### 【職員の配置基準について】 ※確認監査において指摘が多い事項

必要な保育士数の考え方については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の通知に基づき、職員の配置する人数を確認しています。職員の必要な配置人数については、指導が多い事項です。上記資料を参考に、配置不足が生じないようにご注意ください。

<例>

小規模保育事業A型、定員19名(0歳児6人、1～2歳児13人)のケース

利用する児童数に関する配置として、0歳児6人に保育士2人、1～2歳児13人に保育士約2人、市町村の認可基準(設備及び運営に関する基準)の条例ではこの合計に1人プラスが定められており、計5人の配置が必要です。

しかし、前述の通知では、公定価格の費用の基本単価に含まれる保育士の数には、この5名に加え、標準保育時間認定を受けた子どもが利用する場合に1名、さらにその合計に保育士1名が規定されており、合計7名分の保育士が必要ということになります。※

確認監査では、円滑に事業所を運営するため、通知に基づいた職員配置がされているかを確認しています。

### ※ 参考

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和元年9月30日付)別紙6 II基本部分 1基本分単価(⑥)、(2)基本分単価に含まれる職員構成

## 4. 制度説明について

### ⑤ 処遇改善等加算Ⅱについて

平成29年度より新たに実施されている処遇改善等加算Ⅱについて、確認監査の中で、以下の点を確認します。

- ア. 副主任や職務別リーダー等に発令や職務命令（辞令交付）が行われているか。
- イ. 就業規則に副主任や職務別リーダー等の職が位置づけられているか。
- ウ. 給与規程に処遇改善等加算Ⅱに係る手当（毎月支給）が位置づけられているか。  
また、その手当額が必要な賃金改善額となっているか。
- エ. 処遇改善等加算Ⅱにかかる支給状況及び年度終了後に市町村長に対する実績報告書を提出しているか。

※賃金の改善について、基本給と手当を組み合わせ対応することが可能です。

22

### 【処遇改善等加算Ⅱについて】

平成29年度より、新たに副主任保育士などの中堅の役職を創設し、その処遇改善を行うことで保育所におけるキャリアアップの仕組みの構築を支援するものとして、新たに設定された公定価格の加算です。

処遇改善等加算Ⅱの支給認定は、各市町村経由で県知事に申請して認定を受けます。その実施状況については、確認監査のなかでも処遇改善の実施状況、就業規則や給与規程の改正状況の確認が求められています。

当組合では上記ア～エを監査時に確認しておりますが、対象職員に対して辞令等が交付されていないなかったり、処遇改善等加算について規則等の未整備（就業規則に職位等が規定されていない、給与規程に処遇改善等加算について対象者や額が未整備）である施設・事業所で散見されます。

なお、エの処遇改善等加算Ⅱにかかる賃金改善実績報告書（様式7）については、年度終了後速やかに、市町村長に対して提出することとなっております。提出漏れが無いよう、ご留意願います。

## 5. 監査の流れ

- ① 監査のお知らせ ※当組合が受け持つ全施設・事業所へ通知  
「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業）の指導監査の実施について（通知）」令和2年5月18日付  
↓
- ② 監査日程のお知らせ ※今年度監査対象施設・事業所へ通知  
（監査日の約30日以上前に発出）  
↓
- ③ 指導監査調書の提出  
中部広域のウェブサイト[まいにちちゅーぶ]  
(<http://maichu.jp/>) から、必要な様式を  
ダウンロードし提出して下さい(※締切厳守)  
↓
- ④ 監査(監査で使用する書類の準備を  
お願いします)  
↓
- ⑤ 監査結果通知(文書指導、口頭指導)着  
↓
- ⑥ 指導内容の改善並びに当組合へ  
是正改善状況報告書の提出



23

### 【指導監査の流れについて】

- ① 当組合より「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業）の指導監査の実施について」という文書を発出しております。この通知は、今年度も監査を実施しますという案内で、令和2年度の監査対象施設・事業所にかかわらず、当組合が受持つ全施設・事業所に通知しています。
- ② 今年度監査対象となっている施設・事業所に対して、各指導監査名で実施日程について文書で通知します。（監査日の約30日以上前に発出）
- ③ ②の通知（日程）をご確認の上、当組合のウェブページ『まいにちちゅーぶ』から必要なデータをダウンロードし、指導監査調書の提出をお願いいたします。なお、調書提出の際は締切厳守をお願いいたします。
- ④ 監査の際は、当日準備する書類を監査会場にご準備のうえ、施設長・関係職員等にてご対応願います。
- ⑤ 監査で確認した事項については、改善報告を求める文書指導と、報告を求めない口頭指導に分け、後日、書面でお示しいたします。
- ⑥ 指導内容をご確認のうえ、速やかに是正改善を行い、是正改善状況報告書の締切日までに当組合へ報告をお願いいたします。  
※ 報告様式や記載例をウェブサイトに掲載しております。是非ご活用ください。